

令和7年度 保育所等における看護職員等の資質向上推進事業報告書



Contents

1. 事業実施の背景
2. 事業の概要
3. 感染管理認定看護師派遣
4. 感染管理認定看護師派遣事業の評価
5. 保育施設での感染対策研修会
6. 報告会の開催・報告書の作成
7. 報告会講義資料
8. まとめ
9. 青森県看護協会リソースナース運営要領
10. 青森県看護教会リソースナース フロー図

1.事業実施の背景

青森県で初めて新型コロナウイルスが確認された2019年から、県内でも何度もクラスターが発生し、保育所等での集団生活も脅かされてきておりました。そんな中で、保育所等に勤務する少人数の看護職に求められる役割も増大していき、困惑する看護職を支援する必要性が高まりました。保育所等に勤務する看護職が、感染対策に関する知識のブラッシュアップを図り、感染症対策の能力を向上することで、保育所等に勤務するすべての職員に波及させ、さらには地域全体での感染対策力が高まると期待できました。青森県にも事業の必要性を理解いただき、令和5年から、青森県委託事業として、県内の多くの感染管理認定看護師に協力を得ながら、当事業を実施するに至っております。

2.事業の概要

目 的	保育所等に勤務する看護職員等を対象に施設へ感染管理認定看護師（以下「認定看護師」という。）を派遣するなどして、平時の感染対策を研修・実践することで感染対策の強化を図る。
委 託 元	青森県こども家庭部こどもみらい課
事 業 内 容	(1) 関係機関への説明等 (2) 感染管理認定看護師派遣 (3) 感染管理スキルアップ研修 (4) 事業報告書の作成 (5) アンケート調査の実施
事業の対象	対象施設及び対象者は、県内の下記施設及び当該施設に就業している職員であること。 ① 保育所(認可外保育施設含む) ② 認定こども園 ③ 小規模保育事業所 ④ 家庭的保育事業所 ⑤ 事業所内保育事業所

3.感染管理認定看護師派遣

目的 保育所に勤務する看護職員等を対象に感染管理認定看護師を派遣し、研修を実施し、実践指導や助言を行うことにより、平時からの感染対策の強化を図る。

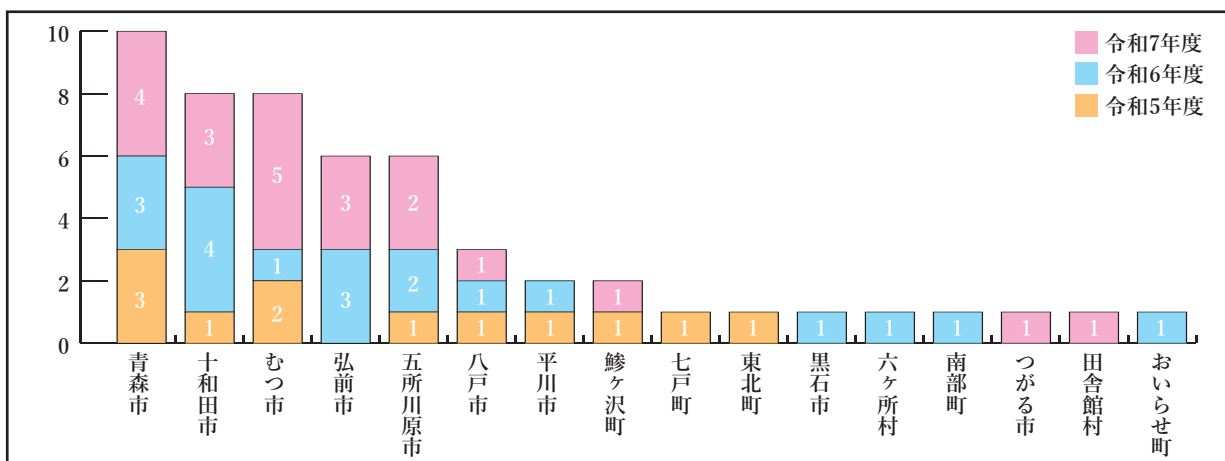
対象 青森県内の保育所等

派遣実施状況

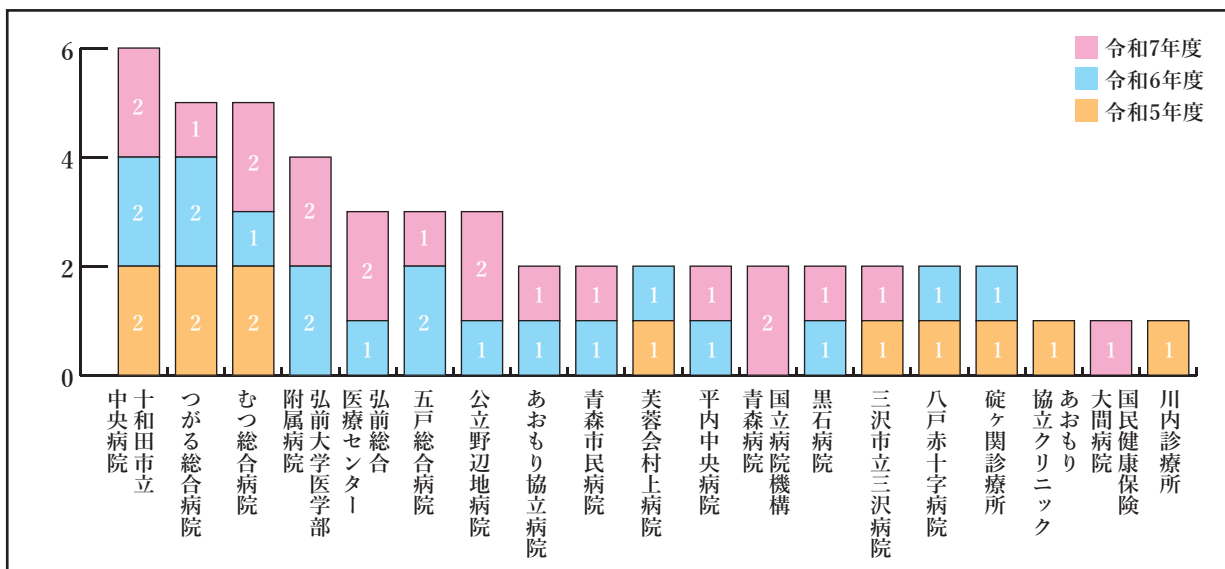
実施件数および参加者数

開催年度	実施件数	参加者数
令和5年度	12	146
令和6年度	19	190
令和7年度	21	255
合計	52	591

市町村別参加保育所



派遣看護師所属施設



主な研修内容

基本的な感染予防	標準予防策	手指衛生の実践
小児の感染症	感染経路別予防策	嘔吐物処理
個人防護具の着脱	消毒液・洗剤について	園内・園庭のラウンド

実施保育所のアンケート結果

(1) 研修のねらい達成度

年度 \ 項目	達成できた	まあまあ達成できた	できなかった	合計
令和5年度	10	2	0	12
令和6年度	18	1	0	19
令和7年度	20	1	0	21
構成比	92.3%	7.7%	0%	52

(2) 研修内容の理解度

年度 \ 項目	わかりやすかった	まあまあわかりやすかった	少しわかりにくかった	合計
令和5年度	12	0	0	12
令和6年度	19	0	0	19
令和7年度	20	1	0	21
構成比	98.1%	1.9%	0%	52

(3) 研修受講後の施設内での取り組みについて

年度 \ 項目	すぐに取り組む	1か月以内を目途に取り組む	6か月以内を目途に取り組む	今後検討する予定	合計
令和5年度	11	1	0	0	12
令和6年度	15	3	1	0	19
令和7年度	20	1	0	0	21
構成比	98.5%	9.6%	1.9%	0%	52

4.感染管理認定看護師派遣事業の評価

- 目的** 感染管理認定看護師派遣を受けた保育所の研修実施後の現状把握をする。
対象 感染管理認定看護師派遣を受けた保育所52ヵ所
回答数 51件(回答率98%)

アンケート結果

感染管理認定看護師派遣の申込み理由(複数回答)

申込み理由	回答数
コロナウイルス感染拡大による影響があった	10
インフルエンザ・ノロウイルス等、感染症発生時の対応を確認したい	30
施設内の環境・設備等が感染予防に適しているか確認したい	35
職員の知識・技術の向上の為	22
看護職員がいない為	9
その他 ※感染管理認定看護師から最新情報を学びたかった	1
合 計	107

施設に感染対策のマニュアルはありますか n=51

項 目	回答数
マニュアルがある	49
マニュアルがない	2

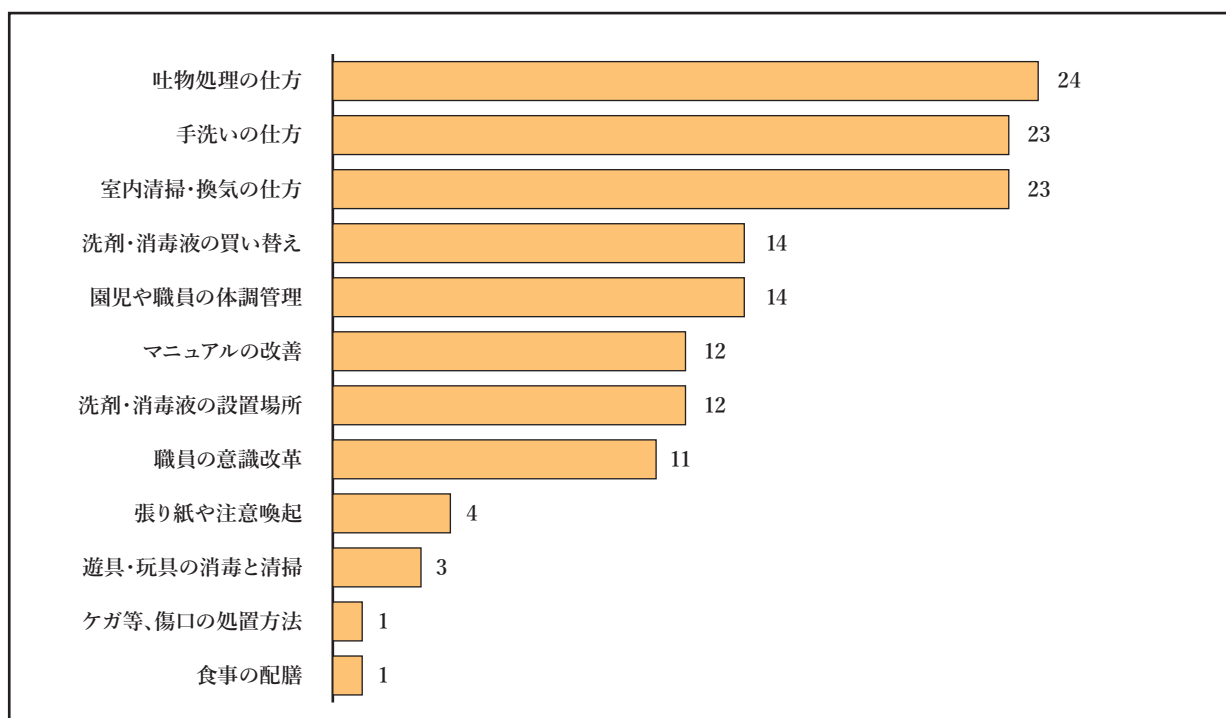
実施後、施設内で情報共有等を行いましたか n=51

項 目	回答数
職員全員で共有した	43
全員ではないが共有した	6
今後予定している	2

実施後、感染対策の改善はされましたか n=51

項 目	回答数
改善した	31
改善途中または改善予定	19
していない	1

改善途中または改善予定した内容（複数回答）



5.保育施設での感染対策研修会

- 目的** 保育所等で働く看護職員等を対象とした感染管理に関する研修会を実施することで、保育所等における感染対策の質の向上と情報共有を図る。
- 対象** 青森県内の保育所、認定こども園、小規模保育所、家庭的保育事業所、事業所内保育所に就業している職員

開催状況

令和5年度 研修内容 講義・演習・グループワーク

日時	会場	講師(感染管理認定看護師)	参加者数
10月19日(木)	弘前プラザホテル	弘前大学医学部附属病院 尾崎浩美	45
11月6日(月)	県民福祉プラザ	あおもり協立病院 菊池久美子	20
11月20日(月)	八戸プラザホテル	十和田市立中央病院 藤井真希	50

令和6年度 研修内容 講義・演習・グループワーク

日時	会場	講師(感染管理認定看護師)	参加者数
10月30日(水)	アートホテル弘前シティ	弘前大学医学部附属病院 尾崎浩美	28
11月14日(木)	ユートリー	十和田市立中央病院 藤井真希	19
12月2日(月)	県民福祉プラザ	あおもり協立病院 菊池久美子	23

令和7年度 研修内容 講義・演習

日時	会場	講師(感染管理認定看護師)	参加者数
10月10日(金)	ホテル青森	弘前大学医学部附属病院 尾崎浩美	31
10月31日(金)	ユートリー	十和田市立中央病院 藤井真希	36

参加者の職種

年度 \ 項目	保育士	看護職	その他	合計
令和5年度	42	68	5	115
令和6年度	30	38	2	70
令和7年度	37	29	1	67
計	109	135	8	252

アンケート結果

(1) 講義内容の理解度

年度 \ 項目	とても理解できた	理解できた	あまり理解できなかった	合計
令和5年度	92	24	0	116
令和6年度	33	6	0	39
令和7年度	53	2	0	55
構成比	85%	15%	0%	210

(2) 演習について

年度 \ 項目	とても参考になった	参考になった	あまり参考にならなかった	合計
令和5年度	97	19	0	116
令和6年度	30	9	0	39
令和7年度	51	4	0	55
構成比	85%	15%	0%	210

(3) 自施設の感染対策について

年度 \ 項目	十分出来ている	ほぼ出来ている	あまり出来ていない	合計
令和5年度	16	83	17	116
令和6年度	7	28	4	39
令和7年度	7	44	4	55
構成比	14%	74%	12%	210

6.報告会の開催・報告書の作成

報告会の開催

令和5年度	開催日時	令和5年12月4日(月)13:30～15:30
	開催方法	Zoomによるオンライン
	参加者数	31名
	参加者概要	看護職29名・保育士2名
	プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ◇令和5年度事業報告 青森県看護協会 ◇感染管理認定看護師派遣を受けた保育所の発表 <ul style="list-style-type: none"> ・星美幼稚園 園長 關 洋子 ・しらかば保育園 副主任保育士 釜菴 良 ◇感染対策講義 <ul style="list-style-type: none"> 医療法人芙蓉会村上病院 感染管理認定看護師 湊谷 育実
令和7年度	開催日時	令和8年1月15日(木)13:30～15:30
	開催方法	Zoomによるオンライン
	参加者数	21名
	参加者概要	看護職19名・保育士2名
	プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ◇令和7年度事業報告 青森県看護協会 ◇保育所における感染対策研修の派遣報告 <ul style="list-style-type: none"> ・公立野辺地病院 感染管理認定看護師 工藤 一美 ◇感染管理認定看護師派遣を受けた保育所の発表 <ul style="list-style-type: none"> ・よしのこども園 主幹保育教諭 渡辺 尚子 ・ひかり保育園 主幹保育教諭 紺野 香奈子 ◇感染対策講義 <ul style="list-style-type: none"> あおもり協立病院 感染管理認定看護師 菊池 久美子

事業報告書の作成

成果物名／保育所等における看護職員等の資質向上推進事業報告書

	作成部数	配付先
令和6年度	520部	県内保育所496カ所 認定看護師18名
令和7年度	520部	県内保育所493カ所 認定看護師16名

7.報告会講義資料



保育施設での感染対策 ～過剰にならないように安全に乳幼児を守る～

R7年度保育所等における看護職員等資質向上推進事業報告会
2026年1月15日（木）



「感染対策の基礎知識と吐物処理の正しい処理方法」

青森保健生活協同組合 あおもり協立病院
感染管理認定看護師 看護長 菊池久美子

R7年度保育所等における看護職員等の資質向上推進事業報告会

今日のお話

1. 感染対策の基本姿勢
2. 標準予防策について 平時での対応
3. 経路別予防策について
4. 毎日の園内での基本的な感染対策
5. 体調不良時の対応について
6. 職員の健康管理について 関係機関との連携
7. 排泄対応 ~症状から対応について
吐物処理


R7年度保育所等における看護職員等の
資質向上推進事業報告会

1. 基本姿勢

○ 乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育所では、一人一人の子どもと集団全体の両方について、健康と安全を確保する必要がある。

○ 保育所では、乳幼児の生活や行動の特徴、生理的特性を踏まえ、**感染症に対する正しい知識や情報に基づいた感染症対策を行うことが重要である。**

○ リスク管理 早期発見 早期対応



R7年度保育所等における看護職員等の
資質向上推進事業報告会

2. 標準予防策

既知および未知の病原体の伝播を防ぐために実施する基本的な感染対策

確定診断

未診断
未検査
偽陰性

→



すべての患者の血液、体液、分泌物、排泄物、創のある皮膚、粘膜には感染性があると考える

無症状や軽症の感染者からの病原体の伝播を防ぐ

R7年度保育所等における看護職員等の
資質向上推進事業報告会
<https://www.cdc.gov/infectioncontrol/guidelines/isolation/appendix/standard-precautions.html>

3. 経路別予防策

- 1) 飛沫感染
感染者のせきやくしゃみ、会話で飛び散る唾液の小さな粒（飛まつ）を通じて感染します。飛まつは、1〜2メートル飛びます。例：インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症
- 2) エアロゾル感染
飛まつよりもさらに小さな粒（エアロゾル）が空気中を漂い、離れた場所の人にも感染します。換気の悪い密閉空間はリスクが高まります。例：新型コロナウイルス感染症
- 3) 空気感染
飛まつから水分が蒸発し、マスクの隙間より小さな病原体が空気中を漂うので、同じ部屋にいてだけで感染する可能性があります。例：麻疹、水痘（みずぼうそう）、結核
- 4) 接触感染
病原体が付着した手や物（ドアノブ、手すり等）を触った後、その手を洗わずに自分の目や口を触ることで感染します。例：ノロウイルス感染症、アデノウイルス感染症

R7年度保育所等における看護職員等の
資質向上推進事業報告会

4. 基本的な感染対策について

1) 手指衛生



今更のように見えて一番重要で奥深い

R7年度保育所等における看護職員等の
資質向上推進事業報告会

「手指消毒」と「手洗い」の使い分け

手指衛生

ある場合
手洗い



ない場合
手指消毒



ポイント 目に見える汚れがある場合は、手洗いで汚れを除去することが重要です。

Bojce J.M. et al. MMWR. Recommendations and Reports. 2002. 51(RR-17). p.32
次久藤 麗, 沖津野伊 雅哉: 疫学調査員向け手指衛生のためのCDCガイドライン, 2003, メヂカ出版, p.31
資質向上推進事業報告会 Guidelines on Hand Hygiene in Health Care: a Summary, p.12

手指衛生

手洗いで感染予防

Check Point 1-3
手洗いの落とし穴はこの3つだ!

1. 手首ねじり洗い
2. 指先、手のひらこそすり洗い
3. 親指ねじり洗い

手洗い前後の汚染も...

手洗いは指の間にさかえに!

水はしっかり取り除く
やさしく拭く

ペーパータオルで
蛇口を開ける

水の滴び取り
試す!

R7年度保育所等における看護職員等の
資質向上推進事業報告会 2014年5月2日 財団法人日本看護協会

手指衛生

手指消毒手順

消毒時間の目安 20~30秒 [最低15秒以上]

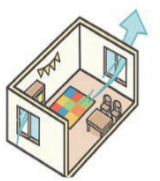
1. 必要量をとる (1プッシュ)
2. 手のひらすり込み
3. 左右 指先
4. 手のひらすり込み
5. 指の間 クロス
6. POINT 左右 指の背中
7. 親指 ねじり
8. 全体になじませる

手を組み替えて

2) 換気について

換気

- 季節に合わせた適切な室温(夏26～28℃、冬20～23℃)と湿度(60%)を保ち、十分な換気を行います。
- 加湿器は、細菌が繁殖しやすく感染源となりやすいので、毎日、水交換し、定期的に洗浄します。
- エアコンは定期的に清掃します。通常のエアコンには換気機能がないことに注意してください。
- 換気は、窓開けのほか、換気扇や扇風機等を活用し効果的にします。24時間換気(常時換気)がない場合、窓を2方向、可能であれば常時、困難な場合でも1時間に2回程度、数分間全開にして空気の流れを作ります。



<良い換気経路>
対角線上に窓を開ける

R7年度保育所等における看護職員等の
資質向上推進事業報告会 10

3) 環境整備について

- 保育室は、日々の清掃で清潔に保ちます。
- ドアノブ、手すり、照明のスイッチなど多くの人が触れる場所は、しっかりと清拭しましょう。
- 嘔吐物や排泄物が付着した箇所には、「塩素系消毒薬」を使用します。
- 感染症が流行している期間中は、アルコール等で消毒するなど、基本的な感染対策を徹底し、施設内の消毒箇所や回数を増やします。

誰が、どの箇所を、いつ、何を使用して清掃する
マニュアルに明記されていますか?

R7年度保育所等における看護職員等の
資質向上推進事業報告会 11

① 遊具等の消毒

遊具等の消毒

遊具の種類	消毒の取組のめやす	消毒方法
ぬいぐるみ 布類	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な洗濯をします。 濡に干しましょう(週1回程度)。 汚れたら随時洗濯します。 	<ul style="list-style-type: none"> 嘔吐物や排泄物で汚れたら、汚れを落とし、塩素系消毒薬の希釈液に十分浸し、水洗いします。 色物や柄物には消毒用エタノールを使用しましょう。 ※汚れがひどい場合には処分します。
洗えるもの	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に流水で洗い、濡に干しましょう。 乳児がなめるものは毎日洗います。 乳児クラス：週1回程度 幼児クラス：3か月に1回程度 	<ul style="list-style-type: none"> 嘔吐物や排泄物で汚れたものは、洗浄後に塩素系消毒薬の希釈液に浸し、濡に干しましょう。 色物や柄物には消毒用エタノールを使用します。
洗えないもの	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に濡拭き又は濡に干しましょう。 乳児がなめるものは毎日拭きます。 乳児クラス：週1回程度 幼児クラス：3か月に1回程度 	<ul style="list-style-type: none"> 嘔吐物や排泄物で汚れたら、汚れをよく拭き取り、塩素系消毒薬の希釈液で拭き取り、濡に干しましょう。
砂場	<ul style="list-style-type: none"> 砂場に糞等が入らないようしましょう。 動物の糞便・尿は速やかに除去します。 砂場で遊んだ後はしっかりと手洗いをしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 掘り起こして砂全体を濡に干しましょう。

R7年度保育所等における看護職員等の
資質向上推進事業報告会 12

② プール活動の衛生管理

- 腸管出血性大腸菌O-157 (2024年7月)
プールを使用した園児9名発症

園庭には手洗い場はなし
共有のタオル プールの水の管理

○プール・「遊泳用プールの衛生基準」(平成19年5月28日付け)に従い、遊泳残留塩素濃度が0.4mg/Lから1.0mg/Lに保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒する。・低年齢児が利用することの多い簡易ミニプール(ビニールプール等)についても塩素消毒が必要である。

・排泄せつが自立していない乳幼児には、個別のタライ等を用いてプール遊びを行い、他者と水を共有しないよう配慮をする。・プール遊びの前には、シャワーを用いて、汗等の汚れを落とす。プール遊びの前に流水を用いたお尻洗いも行う。

R7年度保育所等における看護職員等の
資質向上推進事業報告会 13

5. 体調不良時の対応について

体調不良児の帰宅後の清掃と消毒

- 部屋を換気する
- 使用したマスクや使い捨てエプロンはビニール袋に入れ破棄する
- 新しいマスクと手袋を着用して、消毒清掃を行う
- 子どもが触れた部位や物、使用した体温計や聴診器などは消毒する
- 清掃に使用した使い捨てのものはすべてビニール袋に入れ破棄する

体調不良児の次の登園

- かかりつけ医等の指示を仰ぐ (園内ルールの周知)

※原則解熱後24時間経過後登園する

R7年度保育所等における看護職員等の
資質向上推進事業報告会 14

① 発疹を見逃さない

今までなかった発しんに気がついたら・・・

他の子どもたちとは別室へ移しましょう。

発しん以外の症状はないか、発しんが時間とともに増えていないか、などの観察をしましょう。クラスや兄弟姉妹、一緒に遊んだ子どもの中に、感染症が疑わおがみられる子どもがいらないか、確認しましょう

R7年度保育所等における看護職員等の
資質向上推進事業報告会 15

○発しんが時間とともに増えたとき発しんの状況から、以下の感染症の可能性を念頭におき、対応すること

- かぜのような症状を伴う発熱後、一旦熱がやや下がった後に再度発熱し、赤い発しんが全身に広がった(麻疹)
 - 微熱程度の熱が出た後に、手の平、足の裏、口の中に水疱が出た。(手足口病)
 - ※膝やおしりに発しんが出ることもある
 - 38℃以上の熱が3～4日続き下がった後、全身に赤い発しんが出た(突発性発しん)
 - 発熱と同時に発しんが出た(風しん、溶連菌感染症)
 - 微熱と同時に両頬にりんごのような紅斑が出た(伝染性紅斑)
 - 水疱状の発しんが出た(水痘) ※発熱やかゆみには個人差がある

R7年度保育所等における看護職員等の
資質向上推進事業報告会 16

② 発熱・呼吸器症状を見逃さない

子ども一人一人の元気な時の『平熱』を知っておくことが症状の変化に気づくめやすになります


いつもと違うこんな時は、子どもからのサインです!

親から離れず機嫌が悪い(ぐずる)

38℃以上の発熱があり
元気がなく機嫌が悪いとき 咳せきで眠れず目覚めるとき・排尿回数がいつもより減っているとき・食欲なく水分が摂れないとき

※熱性けいれんの既往児が37.5℃以上の発熱があるときは医師に相談

R7年度保育所等における看護職員等の
資質向上推進事業報告会 17



ポイント

- ▶ 防護服を適切につける
 順番がわからなくなったら、手袋を「最後」につけて、手袋を「最初」に脱ぐ
いつでも使用できるように準備する
- ▶ 消毒薬の濃度を守る（24時間交換）
- ▶ どの職員もできるように準備する
- ▶ 環境消毒をもれなく実施する。


日々の業務の中で整理をして対応していく必要がある

R7年度保育所等における看護職員等の
 資質向上推進事業報告会 26

いつも子供たちの安全を守っていただきありがとうございます。

どうかご自身の健康をも大事にお願いします。

先生方の笑顔が園児の安心を生みます



R7年度保育所等における看護職員等の
 資質向上推進事業報告会 27

引用・参考文献

- ・保育所等における感染対策 東京都
- ・平成25年度感染対策ネットワークセミナー
- ・保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）こども家庭庁

R7年度保育所等における看護職員等の
 資質向上推進事業報告会 28

8.まとめ

3年間にわたり実施してきた当事業も今年度で終了する運びとなりました。

県内の保育所等施設が、平時からの感染管理対策を徹底することで、地域全体の感染症対策の能力向上につながることを期待し、実施してきました。実際に、研修等で学んだことを、マニュアル改正や手洗い・換気の徹底等、すぐ実践に移した施設も増加し、感染症対応力は向上としたと言えると思います。また、2年間にわたり、嘔吐物処理の方法についても演習等で実際に感染管理認定看護師から直接指導を受けることで、現場での適応力は高まったと言えるのではないのでしょうか。事業の成果として、目に見える効果とは言えないかもしれませんが、感染症の集団発生が研修後には全く無い施設もありました。それぞれの施設が学んだことを継続して実践していくことで、今後の感染症への対応力は向上し、それが地域へ広がることが事業の成果と言えるのではないかと考えます。

今後は、それぞれの施設で必要と思われる研修会等を企画し、学びを深めていただきたいと思います。研修講師等に迷われたときは、是非、青森県看護協会『リソースナース』の皆さんをご活用ください。詳細につきましては、青森県看護協会ホームページをご覧ください。

3年間の事業を実施するにあたり、ご協力いただいた感染管理認定看護師の皆様、関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、今後ともお力添えをお願い申し上げます。

研修講師・演習指導に
リソースナース
をご活用ください！

各種ケアについての疑問や不安を、専門家に聞きたい
こんな研修をしたいけれど、誰に講師を頼もう？
褥瘡ケアの指導を受けたい
利用者に対する職員の対応を改善したい、アドバイスがほしい
職員の感染対策に問題が無いか、詳しい人に見てもらいたい

こんな時は
リソースナースを活用しよう！

リソースナースとは
認定看護師など、高い専門性を有する看護職のこと。
専門分野の知識・技術を活かして、地域の看護力の強化を支援します。
青森県看護協会リソースナースには、現在 113 名の看護職の方が登録しています。(2024 年 2 月時点)

リソースナースの登録分野
●認定看護師 ●専門看護師 ●認定看護管理者 ●特定行為研修終了者
●特定の領域に精通した看護職 など

リソースナースの活用例
●研修の講師 ●地域への支援事業 ●演習の指導 ●看護管理上における助言
●専門的相談、ラウンド等の対応 など

ホームページに名簿掲載中 ▶
<https://egao-park.net/>

公益社団法人 **青森県看護協会** 事業課
〒030-0822 青森市中央三丁目 20 番 30 号 県民福祉プラザ 3 階
TEL:017-723-7523 FAX:017-735-3836 *ao.nurse@ceres.ocn.ne.jp

リソースナースへの依頼の流れ(講師をお探しの方)

- 1 一覧から講師を選定
- 2 講師の所属施設へ依頼
- 3 必要事項の確認・相談 (日程・講師料・交通費等)
- 4 研修等の実施

①講師の選定
青森県看護協会ホームページの「リソースナース登録者一覧」から、目的に合った講師を選定します。
トップページ > 地域看護活動 > ページ下部「青森県看護協会リソースナース」項目内
直通アドレス: <https://egao-park.net/community-nursing/>
※登録状況と研修内容が合わない場合は、青森県看護協会へご相談ください。

②所属施設への依頼
講師を依頼したい方の所属施設(個人登録の場合はご本人)に直接ご連絡ください。
ご依頼の際は、「リソースナースの登録者一覧を見た」とお伝えください。

③必要事項の確認・相談
・研修日時、場所等について
・講師料、交通費、支払い方法
・講師との連絡方法について
・必要機器、資料など当日の準備物について確認・打合せを行ってください。

④研修等の実施
研修等を実施します。
謝礼・交通費等の支払いをお願いします。
※研修終了後、リソースナースから看護協会へ実施報告書が提出されます。

青森県看護協会の公式 LINE アカウントでは、研修案内等の情報を発信しています。
ぜひ友達登録をよろしくお願ひします。

9.青森県看護協会リソースナース運営要領

1.目的

高い専門性を有する看護職員が、看護職の質向上及び県民の健康づくりに貢献できる人材として青森県看護協会に登録し、その専門性を活かし活動することで、社会貢献に寄与する。

2.対象及び条件

青森県看護協会会員とする。

3.登録について

(1)登録基準

- ①専門看護師、認定看護師、認定看護管理者、特定行為研修修了者
- ②特定の領域に精通した看護職者(医療安全管理者、介護、看護、健康相談、進路相談等)

(2)登録者の活動内容

- ①研修等の講師、演習指導者等
- ②施設や会員の専門的相談、実施指導、ラウンド等への対応
- ③その他地域への支援事業等

(3)登録及び抹消

- ①「登録申請書」(様式1)に記入し、看護管理者をとおして青森県看護協会へ提出する。
- ②個人登録の場合は、「登録申請書」(様式1)に記入し直接青森県看護協会へ提出する。
- ③登録申請書受理後、登録基準に基づき、会長決裁を経て登録決定とする。
- ④登録者は、青森県看護協会のホームページ上で公開する。
- ⑤登録者は、「登録申請書」の内容に変更が生じた場合には「登録申請内容変更届」(様式2)を青森県看護協会へすみやかに提出する。
- ⑥登録抹消は、本人から「登録抹消届」(様式3)の提出をもって登録を抹消する。

4.登録決定通知

登録の決定は、看護管理者および申請者に郵送にて通知する。

5.報告

講義等の実施終了後、「実施報告書」(様式4)を看護協会へ提出する。

6. 経費等

講師謝礼等は、原則、依頼側が負担する。

負担額は「青森県看護協会謝金規則」を参考とするが、双方の合意で決定する。

参考：講師 11,137円～ 8,910 / 時間 演習等の指導者 2,227 円 / 時間

交通費は公共交通機関による実費

7. 講師依頼と研修等の実施

(1) 講師派遣を希望する場合には、青森県看護協会ホームページ上で「リソースナース登録者一覧」で確認する。

(2) 希望する講師や所属施設に連絡し、講師と折衝する。

依頼内容(研修テーマや内容、研修日程や時間、実施場所)と、講師謝礼等について了承を得る。

(3) 講師依頼の文書を送付する。

(4) 研修会の運営

(5) 講師謝礼や交通費の支払い(口座振り込みや当日支払など)

8. その他

登録や抹消届など、提出された書類等は返却しない。

附 則 この要項は令和4年1月18日より施行する。

10.青森県看護協会リソースナースフロー図

リソースナース登録(看護職の方)

1.登録の申請と決定

- 登録者は、【登録申請書】
※様式1の提出。
- 所属施設看護管理者からの推薦欄を記入。
(個人登録の場合は不要)
- 県協会事業課より、登録決定通知を送付。

リソースナース登録申請書(様式1)

2.登録及び管理

- 人材の登録及び提出書類の管理
- 登録者の公開(ホームページ)
- 管理は個人情報保護規定遵守
- 登録者は登録内容に変更があった場合、速やかに【登録申請内容変更届】を提出のこと
※様式2
- 登録者より【登録抹消届】の提出があった場合は、登録を抹消し提出書類は破棄する。
※様式3

リソースナース登録申請内容変更届(様式2)

リソースナース登録抹消届(様式3)

登録内容については登録者本人の責任で、変更や抹消の手続きをお願いします

3.報告書の提出

実施終了後報告書を提出

リソースナース実施報告書(様式4)

リソースナース派遣(講師をお探しの方)

1.講師の選択と交渉

- リソースナース登録者一覧より、目的にあった講師を選択する
↓
- 講師の所属施設へ直接連絡する
↓
- 講師料や交通費、支払い方法等相談
※金額は協会の規程参照

講師登録状況が、研修企画と合わない場合は県協会へご相談ください。

2.リソースナース派遣の依頼文書送付

- 講師本人、必要であれば所属長宛てに講師の依頼文書を送付

文書の送付

3.研修等の準備についての打合せ

- 必要な機器や資料等について打合せ
- 講師との連絡方法(やりとり)を確認しておく

4.研修等実施

5.謝礼・交通費等の支払い

- 謝礼の支払いをお願いします

編集 公益社団法人青森県看護協会
〒030-0822
青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ3階
TEL.017-723-7523 FAX.017-735-3836
E-mail : ao.nurse@ceres.ocn.ne.jp

発行 2026年3月

印刷 株式会社 東奥アドシステム

